

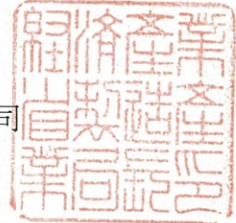
経済産業省

20190222 製局第 4 号

平成 31 年 2 月 25 日

一般社団法人日本染色協会
会長 八代 芳明 殿

経済産業省製造産業局長 井上 宏司



取引適正化の推進及び外国人実習制度の適正な実施へのご協力について

経済産業省においては、平成 28 年 9 月に「未来志向型の取引慣行に向けて」を発表し、その後、普及啓発やフォローアップを行うなど、取引適正化に向けた取組を進めているところです。

繊維業界におかれては、平成 28 年 11 月、繊維産業流通構造改革推進協議会が「歩引き」取引の廃止を宣言され、また、平成 29 年 3 月、日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会が「繊維産業の適正取引推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定されるなど、業界主導で取引適正化に向けて取り組まれているところです。また、今般、繊維業界の取引に関するルールブック「取引ガイドライン」が第三版として改定され、自主行動計画の内容が反映されるとともに、縫製業や染色加工業に係る内容が追加されました。

このように取引改善に向けた取組を進められていますが、昨年秋に実施した「自主行動計画」のフォローアップ調査の結果によると、一昨年の調査結果に比して取引改善が大きく進んでいるとは言えない状況です。取引適正化は、繊維業界にとって最重要課題であり、継続的に取り組んでいく必要があると認識しています。また、不適切な取引慣行はサプライチェーンを脆弱化し、中期的には各事業者や業界の競争力を損なうほか、企業の評価や消費者の信頼を失うことにもつながります。貴殿におかれましては、取引適正化の推進は、事業者の皆様方に裨益する取組であることを改めて確認いただくとともに、団体を挙げて下請取引等に関する法令遵守及び適正な取引を推進できるよう、会員企業の長に対して、今般改訂されたガイドラインを含めた周知徹底及び取引適正化の一層の推進への協力依頼を行っていただくよう、お願いいたします。

また、経済産業省では、繊維産業において指摘される外国人技能実習にかかる問題を解決すべく、昨年 6 月に貴殿にも参加いただいている繊維産業技能実習事業協議会において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定しました。繊維産業全体で技能実習における法令違反をなくしていこうという本取組は、日本の繊維産業の健全な発展において極めて重要です。貴殿におかれましては、団体を挙げて本取組を着実に実施できるよう、会員企業の長に対して、改めて本取組の周知徹底及び協力依頼を行っていただくよう、お願いいたします。